

平成29年7月20日  
那賀川河川事務所

## 改造事業のコスト縮減の取り組みを審議 第10回 長安ロダム改造事業費等監理委員会を開催します

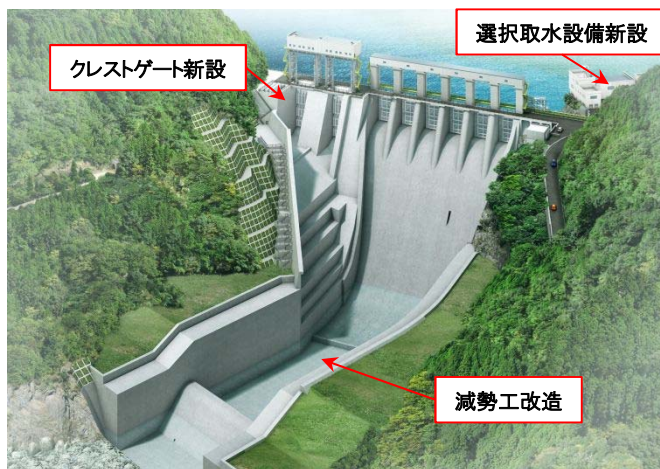
那賀川河川事務所は、長安ロダム改造事業の適切な事業執行及び総合的なコスト縮減を図ることを目的に、専門家等の第三者からの意見・助言を得るため、「第10回 長安ロダム改造事業費等監理委員会」を開催します。

(1)日時:平成29年7月 24日(月)9:30～11:30

(2)場所:徳島県職員会館 2F 第1・2会議室

(3)会議の要旨(審議内容)

- ・第9回委員会の主な意見と取り組み
- ・長安ロダム改造事業について
- ・平成28・29年度の実施概要
- ・事業費レビュー及びコスト縮減に対する対応状況

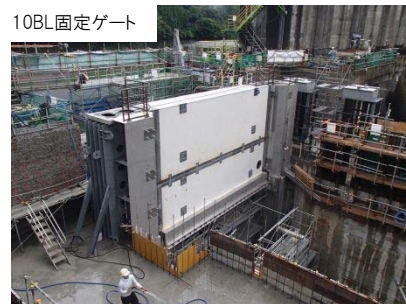


長安ロダム改造イメージ

長安ロダム施設改造工事の状況  
(平成29年6月撮影)



ダム下流面



10BL固定ゲート

※当日、関係資料の配布を行います。取材等に関しては、事前に下記問い合わせ先までお願いいたします。なお、取材等に関する詳細等は別紙2および別紙3をご覧ください。

本施策は、四国圏域広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組に該当します。

問い合わせ先: 四国地方整備局 那賀川河川事務所

副所長(ダム): 坂本 雄彦(内線:205)

◎開発工務課長: 南本 秀行(内線:321)

※◎主たる問い合わせ先

TEL:0884-22-6461(代)

FAX:0884-22-7062

## 第 10 回 長安ロダム改造事業費等監理委員会

日時：平成 29 年 7 月 24 日（月）

9:30～11:30

場所：徳島県職員会館

2 階 第 1・2 会議室

### 【 議 事 次 第 ( 案 ) 】

1. 開 会

2. 国土交通省四国地方整備局河川調査官 挨拶

3. 委員の紹介等

4. 議 事

(1) 第 9 回委員会の主な意見と取り組み

(2) 長安ロダム改造事業について

(3) 平成 28・29 年度の実施概要

(4) 事業費レビュー及びコスト縮減に対する対応状況

5. 閉 会

## 「第10回 長安ロダム改造事業費等監理委員会」

### 取材についてのお願い

#### （取材）

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを受け付け時に配布しますので着用してください。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
  - ① 報道関係者の方は、あらかじめ用意された席で取材願います。
  - ② ビデオ・カメラ等の撮影は、所定の範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
  - ③ 委員会中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、使用しないでください。

#### （公開・公表）

- 3) 審議中に発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。



## 「第10回 長安口ダム改造事業費等監理委員会」

### 傍聴要領

#### (主旨)

この要領は、第10回 長安口ダム改造事業費等監理委員会(以下「委員会」という。)の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

#### (会議の傍聴)

- 1) 委員会を傍聴しようとする方は、会場に入室する前に受付にて「傍聴者受付簿」に必要事項を記入してください。
- 2) 傍聴者席については、一定数確保しています。受付は、先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際は、ご了承ください。
- 3) 委員会の円滑な進行のため、傍聴者は会場内において次の事項を遵守してください。
  - ① 委員会における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
  - ② 発言、私語、談論などをしないで下さい。
  - ③ はちまきの着用、プラカードの持込などをしないで下さい。
  - ④ ビラや資料等の配布をしないで下さい。
  - ⑤ 携帯電話はマナーモードに設定、もしくは電源を切り使用しないで下さい。
  - ⑥ みだりに傍聴席を離れないで下さい。
  - ⑦ 委員会の中での発言は出来ません。
  - ⑧ 許可無く写真やビデオの撮影、録音等をしないで下さい。
  - ⑨ その他、会場の秩序を乱したり、委員会の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退場を指示することがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 以上のほか、傍聴者は司会、委員長および事務局の指示に従って下さい。